

別表第 2 (第 4 条関係)

健康情報等を取り扱う者	具体的内容	別表第 3 の表記
ア 人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	水道事業及び公共下水道事業管理者、総務部長及び総務課長※ ※健康情報等を取り扱う責任者	担当ア
イ 産業保健業務従事者	産業医 総務課長が指定する同課の事務担当者 鹿児島市総務局総務部人事課長が指定する同課の保健師	担当イ
ウ 管理監督者	職員本人の所属長	担当ウ
エ 人事部門の事務担当者	総務課長以外の事務担当者	担当エ